安全衛生管理
実施計画

2025

TAISEI
For a Lively World

大成建設グループ
大成設備株式会社

安全衛生方針

安全目標

休業災害ゼロ

『安全・安心な施工』と『快適な職場環境』は、企業が果たすべき社会的責任である。当社は『安全第一主義の徹底』を掲げ、労働安全衛生管理の徹底を図ることで、働く人々が安心できる安全衛生環境の向上と整備に全力を挙げて取り組みます。

2025年1月1日

社長　田行 啓一

1.『休業災害ゼロ』の達成

安全第一主義の徹底を基本理念とし、休業災害ゼロを目指す。

2. 安全衛生水準の向上

安全衛生教育、安全パトロールの強化等により、安全衛生の質の向上を図る。

3.『快適な職場環境』の実現

安全・安心・環境・健康の向上に努め、快適な職場環境の実現を目指す。

『社長メッセージ』

『 安全はすべてに優先する 』

皆さん、お疲れ様です。

当社の労働安全衛生に関する基本的な考え方は、**「安全はすべてに優先する」**です。私たちは、建設業界に従事しているため、他の産業に比べ、安全リスクが大きくなり、一つ間違えれば深刻な事態になりかねない事故・災害が発生するおそれがあります。それらを防ぐためには、皆さんの主体的な行動が必要です。自らが現場で**「まず確認」**を行い、やるべきことは必ず実行して下さい。

以下のポイントに留意し、日々の安全業務に取り組んでください。

2025年1月
大成設備株式会社
社長　田行　啓一

● 安全な作業環境の確保

安全な作業環境を確保するために、不良な設備や危険な状態を排除する。
何か問題やリスクを見つけたら、すぐに上司や安全担当者に報告し改善する。

● 安全を重視した作業手順の作成と周知

現場の状況を確認し、現地に合致した作業手順書を作成する。作成した作業手順書は関係者全員に周知徹底する。

● KY活動による事前のリスク評価の実践

作業を始める前には、KY活動によるリスク評価を行い、作業手順と安全対策を確認する。作業に適した保護具や安全装置の使用を徹底し、事故・災害防止に努める。

● コミュニケーションと連携

日々の安全施工サイクルを進める上でコミュニケーションを積極的に深め、何でも言いやすい作業所環境作りを行う。「作業中に異常や危険を発見したら、すぐに関係者に報告する」「安全意識を高め、職場内外での協力と連携を図る。」

私たちの使命は、全ての従業員と協力業者の皆さんが毎日ケガなく安全に作業されることです。皆さんと共に安全な職場を作りましょう。

・・・『 ご安全に 』

2025年　安全衛生管理計画書

大成設備株式会社

安全目標	休業災害ゼロ	安全衛生方針	1．『 休業災害ゼロ 』の達成 2．安全衛生水準の向上 3．『 快適な職場環境 』の実現	安全スローガン	「 まず確認 」

■ 安全衛生方針に基づく重点課題と実施事項

重 点 課 題	本社・安全部 実施事項	支店（支店長、工事部長、安全課長） 実施事項	実施者	作業所（工事課長、作業所長、安全衛生責任者） 実施事項
1．安全衛生方針　　安全目標　『 休業災害ゼロ 』				
〔1〕安全衛生方針及び 安全衛生管理計画	・「安全衛生管理実施計画」を策定し周知する	・「支店安全衛生管理計画書」を策定する ・安全大会、安全推進大会を開催し安全衛生管理活動を啓蒙する（2回/年） ・専門工事業者・社員に「支店安全衛生管理計画書」を周知する	支店長 支店長 工事部長	・支店安全衛生管理計画を基に「作業所安全衛生管理計画書」を策定し、作業所安全衛生管理を実施する ・専門工事業者の「作業所安全衛生管理計画書」立案を指導する
2．安全衛生管理体制				
〔1〕安全衛生管理体制	・本社安全衛生管理体制を確立する ・重点危険作業、危険作業を策定する	・安全衛生責任者を早期に任命し、現場の組織を編成させる ・重点危険作業、危険作業の作業計画書を審査し、危険ポイントに対する指示事項及び指揮命令系統を確認、指導する	支店長 工事部長	・作業所の安全衛生管理体制を早期に確立し、指揮命令系統を明確にする ・作業計画時に重点危険作業、危険作業を洗い出し、基本管理フロー図に則り「作業計画書」を作成し支店の審査・承認を受け、周知会を実施の上作業を開始する
〔2〕施工体制台帳・安全衛生関係書類	・施工体制台帳、安全関係書類のIT化及びマニュアルを整備する	・施工体制台帳、安全衛生管理書類の早期作成を指導する ・グリーンサイト等を活用した安全管理を推進する	安全課長 安全課長	・作業所入場前に施工体制台帳、安全関係書類を整備し、日常の安全点検を実施する ・グリーンサイト・ワークサイト等を活用した安全管理を行い、管理業務の効率化を図る
3．安全衛生水準の向上				
〔1〕安全衛生教育	・1年～3年次社員の安全教育を実施する ➢ 1年次・・・ 雇入れ時、作業所送り出し教育 ➢ 2年次・・・ 職長・安全衛生責任者教育 ➢ 3年次・・・ 安全管理向上教育	・職長・安全衛生責任者教育及び再教育（5年毎）を受講させる ・作業所長及び元請現場代理人に統括安全衛生責任者講習を受講させる ・技能講習（酸欠・硫化水素危険作業主任者、有機溶剤作業主任者、石綿作業主任者等）を受講させる ・一人親方に対する安全教育、資格、特別加入保険、指揮命令確認の指導を行う	安全課長 安全課長 安全課長 工事部長	・職長・安全衛生責任者は教育修了した者を配置させる（1次専門工事業者以降すべて） ・元請工事の現場代理人は統括安全衛生責任者講習を受講していることを確認する ・資格が必要な作業における有資格者の適正配置を行う ・若年社員（1～3年）の安全管理OJTを作業所で実施する ・一人親方は入場時に安全教育、資格、保険、指揮命令系統の確認を行う
〔2〕送り出し教育と新規入場者教育	・「大成設備送り出し教育2025」テキストおよび動画を配信する ・大成設備送り出し教育実施状況を配信する（月1回）	・社員、1次専門工事業者事業主に「大成設備送り出し教育」を実施する（1回/年、1～2月） ・事業主に技能者への「大成設備送り出し教育」を実施させる（2回/年、1～2月・7月） ・新規入場者教育の実施と教育内容の充実化を指導する ・支店安全担当者は定期的に受講状況（未受講）を確認し、事業主へ指導する	工事部長 工事部長 安全課長 安全課長	・作業所員は「大成設備送り出し教育」を受講し、専門工事業者に当社ルール等の指導を行う ・作業所入場前に「大成設備送り出し教育」済を確認し、未受講者は作業所で教育する ・作業所に合った「新規入場者教育実施記録（S681）」を作成し、作業所の規則と安全心得及び大成設備の安全衛生、品質重要事項を周知する ・安全部フォルダの教育実施検索ファイルより、未受講がないことを確認する
〔3〕安全パトロール	・安全部パトロールを実施する（36回/年以上）	・安全パトロールを実施する（各作業所 1回/月）	支店長・ 工事部長	・専門工事業者事業主パトロールの実施（1回/月以上）を指導する ・場内巡視を実施し、不安全行動、不安全状態の排除する
〔4〕作業計画書（手順書）とKY活動	・作業計画書の審査する 「深さ2m以上の掘削作業」他 ・現地KY活動の充実化 「まず確認」による危険予知活動の推進	・リスクアセスメントを取り入れた作業計画書、手順書の作成及び安全対策の指導を行う ・「現地で」、「現物を」、「現実に」見ながら、現地を確認するKY活動を推進する ・慣れやマンネリによる形骸化を防止する現地KYを指導する	工事部長 安全課長 安全課長	・リスクアセスメントにより危険を予測し、作業におけるステップごとに急所を明確にした手順書を作成し、関係者全員に周知する ・現地KYは作業所員が立会い、「まず確認」を合言葉に危険箇所を確認しあう ・現地KY時に災害事例（ビジュアルシート）等を活用し、危険に対する安全意識を高める
〔5〕安全関連情報の伝達 ・社内会議、社内研修 ・災害防止協議会（ミニ災防協） ・協力会会員サイト	・安全衛生情報のタイムリーな配信 （災害速報、法改正、社内安全書類改定他） ・災害事例、ヒヤリハット事例の配信（1回/月） ・協力会会員サイトで安全情報を配信する	・支店会議で安全衛生に関する連絡事項、災害事例、ヒヤリハット事例等を説明し、安全意識を高める指導を行う ・災害防止協議会(ミニ災防協)の開催を指導する（各作業所 1回/月） ・協力会会員サイトの推進を図り、タイムリーな安全情報等の共有を行う	支店長・ 工事部長 工事部長 安全課長	・支店からの伝達事項を朝礼、KY、安全打合せ等で作業所関係者に伝達する ・災害防止協議会(ミニ災防協)を開催し、安全伝達事項、工程及び重点・危険作業の確認と現場巡視による指導を行う（各作業所 1回/月）
4．快適な職場環境づくり				
〔1〕健康と環境に配慮した職場づくり	・健康確保対策の推進 （過重労働、メンタルヘルス、産業保健活動） ・化学物質等による健康障害防止対策を推進する （化学物質、石綿、粉じん、騒音等）	・過重労働防止と就労管理による作業所支援体制を強化する ・定期健康診断の実施と有所見者に対するフォローを実施する ・作業環境の整備（石綿・溶接ﾋｭｰﾑ・騒音・粉じんの除去・照度の確保）を指導する ・改修、解体工事は建築物石綿含有建材調査者による事前調査を実施する ・支店で化学物質管理者を選任し、化学物質の取扱いに対して指導する	支店長 支店長 安全課長 工事部長 安全課長	・適正な工期の調整と4週8休を達成する作業所体制を実践する ・疲労蓄積等によるヒューマンエラー防止と健康管理の徹底を図る ・専門工事者事業主に定期健診の有所見者に対する確認と適正配置を指導する ・石綿ばく露及び化学物質、アーク溶接作業による健康障害防止の徹底を図る ・調査結果に基づき適切に石綿ばく露防止対策を講じる ・化学物質のﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄ記録票を活用した周知と掲示・保存の指導を行う ・ﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄの結果、保護具の着用が必要な場合は保護具着用管理責任者を選任する
〔2〕熱中症に配慮した職場管理	・「熱中症予防実施期間」の推進	・熱中症予防準備期間（4月）に熱中症予防教育を実施する ・暑さ指数（WBGT値）に応じた熱中症予防対策の実施事項を周知する（P.12） ・熱中症の症状を感じたら速やかに病院で診察を受けることを社員・事業主に指導する	安全課長 安全課長 安全課長	・厚労省の熱中症予防対策ポータルサイト及び講習動画を活用して教育を行う ・暑さ指数に応じた作業内容・作業時間・休憩時間について適切な対応を行う ・体調不良を感じたら速やかに報告させる作業所体制をつくる
〔3〕人材確保・育成に向けた環境整備	・建設キャリアアップシステム（CCUS)を推進する （事業者・技能者登録、就業履歴蓄積他）	・専門工事業者に建設キャリアアップシステムの登録を指導する（事業者・技能者） ・技能者の就業履歴蓄積率の向上を指導する（元請・下請工事）	工事部長 工事部長	・専門工事業者に建設キャリアアップシステムの登録を指導する（事業者・技能者） ・作業所にカードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を蓄積する（元請工事）

安全衛生管理体制

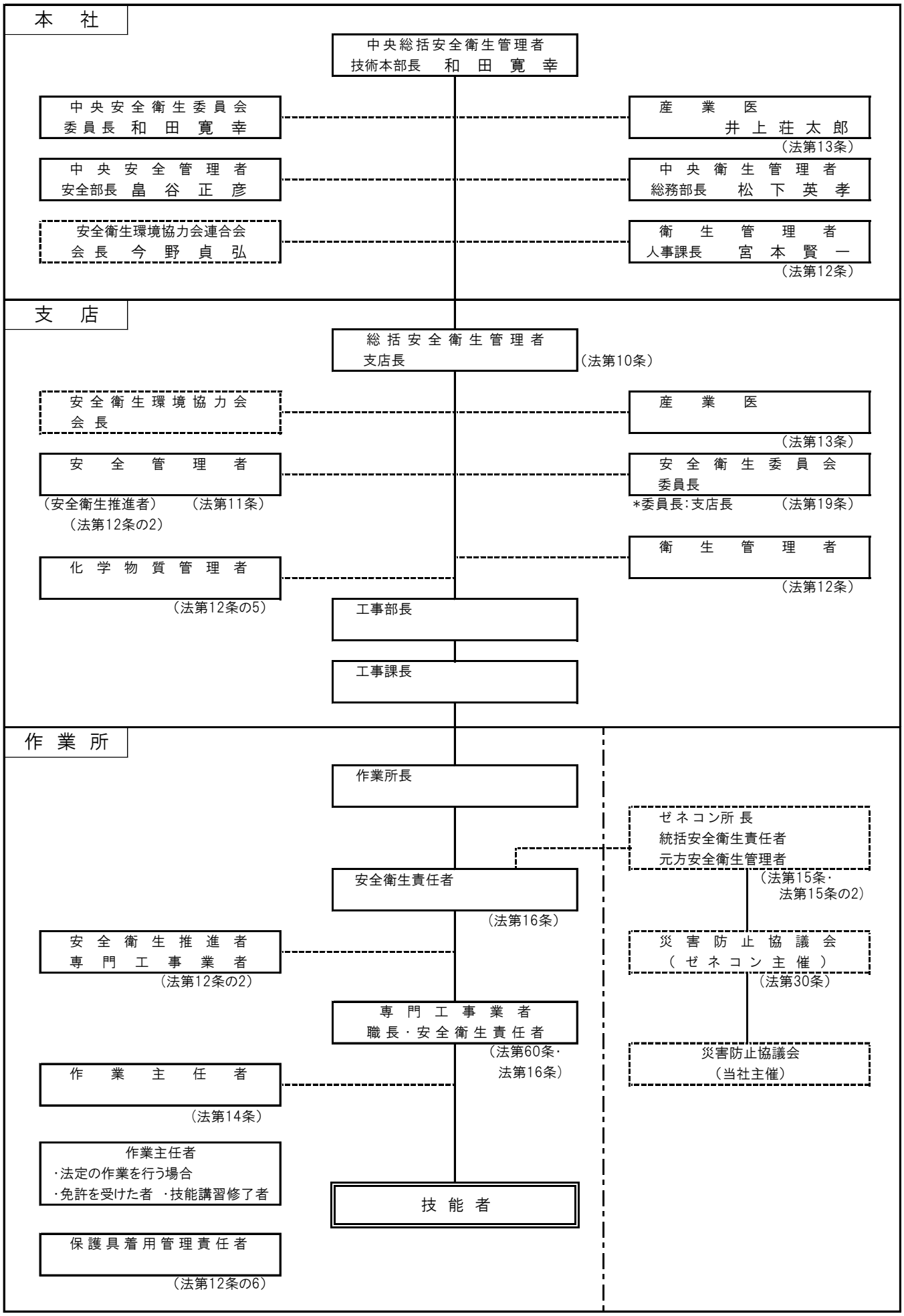
本　社
中央総括安全衛生管理者
技術本部長　和　田　寛　幸
中央安全衛生委員会
委員長　和　田　寛　幸
産　業　医
井　上　荘　太　郎
（法第13条）
中央安全管理者
安全部長　畠　谷　正　彦
中央衛生管理者
総務部長　松　下　英　孝
安全衛生環境協力会連合会
会　長　今　野　貞　弘
衛生管理者
人事課長　宮　本　賢　一
（法第12条）
支　店
総括安全衛生管理者
支店長
（法第10条）
安全衛生環境協力会
会　長
産　業　医
（法第13条）
安全管理者
（安全衛生推進者）　（法第11条）
（法第12条の2）
安全衛生委員会
委員長
*委員長:支店長　（法第19条）
衛生管理者
（法第12条）
化学物質管理者
（法第12条の5）
工事部長
工事課長
作業所
作業所長
ゼネコン所長
統括安全衛生責任者
元方安全衛生管理者
（法第15条・
法第15条の2）
安全衛生責任者
（法第16条）
安全衛生推進者
専門工事業者
（法第12条の2）
災害防止協議会
（ゼネコン主催）
（法第30条）
専門工事業者
職長・安全衛生責任者
（法第60条・
法第16条）
災害防止協議会
（当社主催）
作業主任者
（法第14条）
作業主任者
・法定の作業を行う場合
・免許を受けた者　・技能講習修了者
技能者
保護具着用管理責任者
（法第12条の6）

重点危険作業・危険作業

下記の作業を「重点危険作業」と「危険作業」として位置づけるので、
該当項目の作業を行う際は下記のルールを厳守すること。

重点危険作業

1. 重量機材の搬入据付及び既設設備の解体・搬出作業
2. 建設機械（ｸﾚｰﾝ、油圧ｼｮﾍﾞﾙ、高所作業車［10m以上］(注1)、ﾕﾆｯｸ車、ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ）を使う作業　(注1)最大作業床高さ10m以上高所作業車
3. 深さ２m以上の掘削作業

危険作業

1. 高所作業車を使う作業［10m未満］　(注2)最大作業床高さ10m未満高所作業車
2. 回転系工具を使う作業（ﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰ、高速ｶｯﾀｰ、ﾊﾝﾏｰﾄﾞﾘﾙ等）
3. 酸素欠乏等危険場所での作業
4. 開口部、スラブ端部、天台等での作業
5. WBGT28℃以上での作業（熱中症）
6. 可燃物に近接して行う火気作業
7. 足場の組立・解体作業（２m以上）
8. 受変電設備の改修・各種試験及び活線近接作業

- 重点危険作業については、工事部長又は安全課長が審査・承認する
  特に、『深さ2m以上の掘削作業』は、本社安全部に作業計画書を提出し、
  審査・承認を受ける（本社・支店のダブルチェック）
- 危険作業については、作業所によって危険性が高いと工事部長が、
  判断した作業は、工事部長又は安全課長が審査、承認する

※ 作業計画書（施工要領書・作業手順書）の内容は、危険作業立会い者（安責者）に十分教育し、常駐管理させると共に、関係技能者全員に周知する
※ 前日の危険作業打合せでは、「危険作業立会い者（安責者）」と「作業責任者」の確認を行い、指揮命令系統を明確にする
※ 工事打合せによる、作業内容にあった現地ＫＹを、確実に実施させる
※ 計画書通り実施されていることを支店パトロール、場内巡視で確認する

重点危険作業・危険作業の基本管理フロー

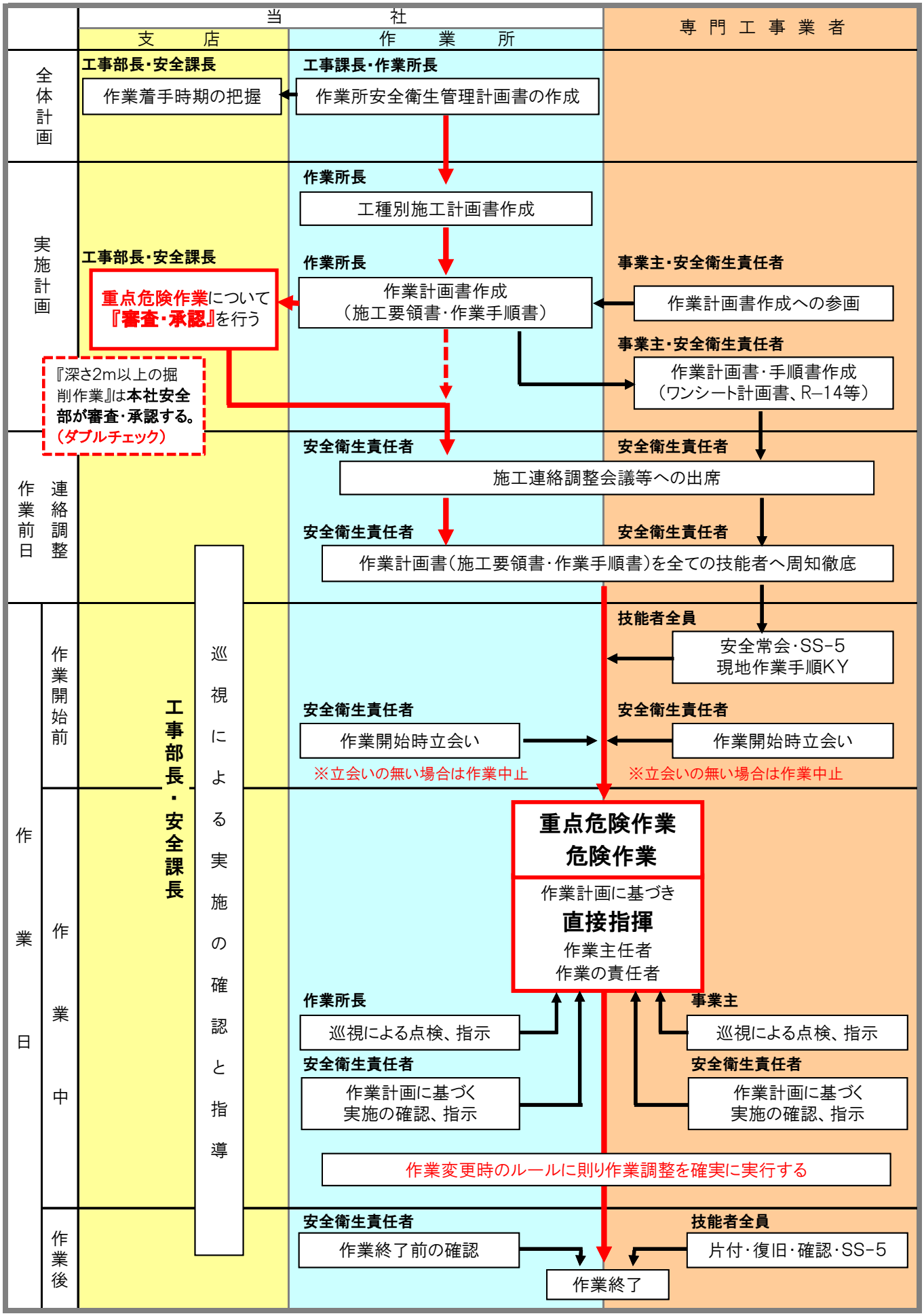

専門工事業者事業主の実施事項

[1] 自社の安全衛生管理体制を確立する	① 年度毎に安全衛生管理計画を策定し、技能者全員に周知する。 ② 安全衛生責任者を選任し、安全衛生の管理を実施させる。 ③ 技能者の安全衛生教育を計画的に行うと共に、再下請負業者に対しても技能者の安全衛生教育を実施させ、有資格者を配置する。 ④ 事業主は「大成設備送り出し教育」を毎年受講し、技能者に年2回教育を実施して、作業所入場の心構え及び大成ルールを周知する。 ⑤ 職長・安全衛生責任者教育受講後5年毎に再教育を受講させる。 ⑥ 社会保険（健康、年金、雇用、労災）に適正に加入する。
[2] 自社の安全衛生管理状況を掌握する	① 工事着手前にグリーンサイトを活用し、施工体制台帳、安全ファイル（作業所安全衛生関係管理書類）を作成し、作業所に提出する。 ② 技能者の雇入れ時には、定期・特殊健康診断と雇入れ時教育を行い、作業所に入場させる時は、必ず事業主送り出し教育を実施する。また、再下請負業者（一人親方を含む）に対しても確実に実施する。 ③ 高齢者や若年者、未熟練者及び健康診断の有所見者等に対する適正配置を行う。 ④ 月１回以上、自社作業所の安全衛生パトロールを実施して、作業の状況を点検し、安全衛生責任者に適切な指示を行う。 ⑤ 再下請負業者の安全衛生管理体制と就労の実態を把握し、指揮命令系統を明確にさせる。 ⑥ 一人親方に対する安全教育の徹底と指揮命令系統を明確にする。
[3] 作業所の安全衛生管理体制を確立する	① 施工体制台帳、施工体系図に基づく安全衛生責任者（再下請負業者を含む）を常駐させ、事業主の代行者として、責務（責任と義務）を確実に行わせる。 ② 作業前に作業と合致した作業手順書を作成し、技能者に周知する。 ③ 作業場所ごとに作業を指揮する者（法定作業主任者、作業責任者）を配置させ、権限を与え、直接指揮させる。 ④ 災害防止協議会（ミニ災防協）には、再下請負業者を含め、事業主、安全衛生責任者及び全技能者が参加する。
[4] 毎日の安全施工サイクルを確実に実行させる	① 職長・安全衛生責任者に技能者の健康状態を把握させ、適正配置を行わせる。 ② 職長・安全衛生責任者の指揮の下、作業指揮者に作業場所での現地ＫＹ、ＳＳ－５を実施させる。 ③ 職長・安全衛生責任者に作業場所の巡視を行わせ、不安全行動、不安全状態を排除させる。 ④ 「作業変更時のルール」を技能者に周知する。
[5] 快適な職場環境作りに積極的に取組む	① 作業計画・作業手順【3M（ムリ、ムダ、ムラ）の排除】の改善、効率化を提案し実践する。 ② 廃棄物、騒音、振動等の発生を抑え、石綿、化学物質の適正管理に努める。 ③ 熱中症に対する教育を実施し、熱中症の危険性と予防対策を理解させる。 ④ 4週8休に向けた意識の改革と作業効率アップに取り組む。
[6] 人材確保・育成に向けた環境整備に取組む	① 技能者の処遇改善と、安心して働けるための環境整備に努める。 ② 若年技能者等の人材を育成するための環境整備に努める。 ③ 人材確保のため、入職促進に向けたきめ細かな取り組みを実施する。 ④ 建設キャリアアップシステムに登録し、就業履歴管理を実施する。

作業変更時のルール

作業変更は、まず『 作業の中断！ 』

作業変更とは

1. 施工範囲の変更（打合せ済みの施工範囲以外への作業着手、広範囲の作業縮小）
2. 施工時間の変更（打合せ済みの時間の変更）
3. 施工方法の変更（工法・作業手順・使用機械類等、直接工事に関する変更）
4. 施工体系の変更（作業の責任者が変わり、指揮命令系統が変わる場合）
5. 打合せ以外の作業（打合せた作業以外の別の作業を行う場合）

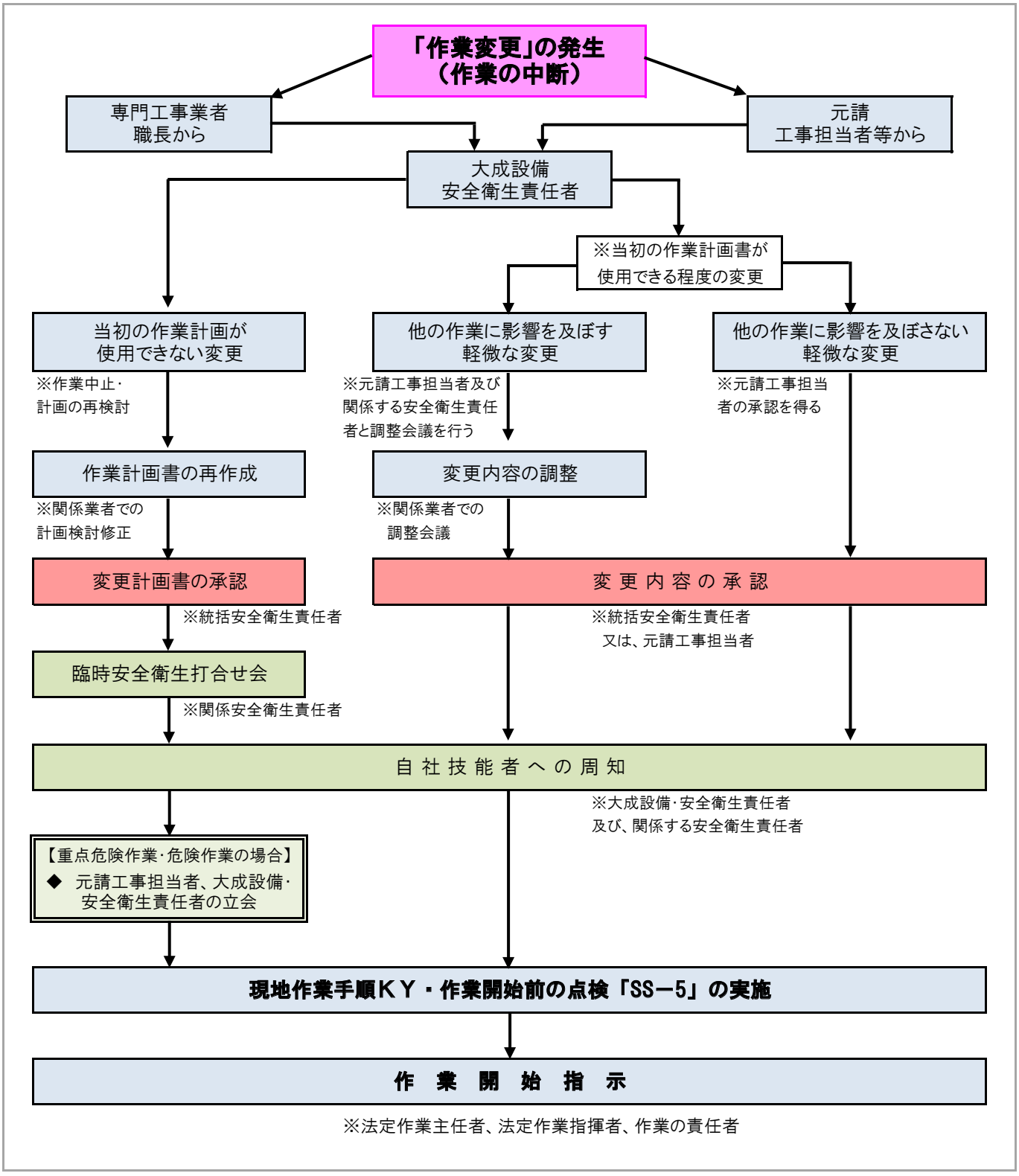

本社・支店・作業所が策定するもの

◇ 安全衛生管理実施計画

・・・ 本社が策定する

安全衛生管理

実施計画

20□□

大成設

◇ ○○支店　安全衛生管理計画書

・・・ 支店長が策定する

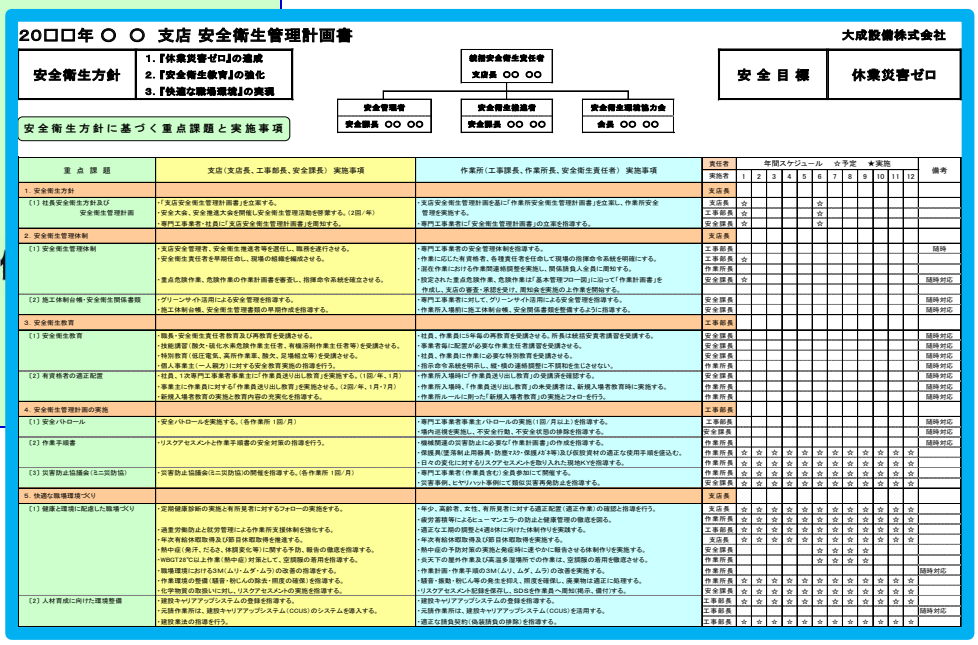

20□□年 ○ ○ 支店 安全衛生管理計画書　　大成設備株式会社

安全衛生方針	1.『休業災害ゼロ』の達成 2.『安全衛生教育』の強化 3.『快適な職場環境』の実現

統括安全衛生責任者 支店長 ○○ ○○

安全管理者 安全課長 ○○ ○○ ／ 安全衛生推進者 安全課長 ○○ ○○ ／ 安全衛生環境協力会 会長 ○○ ○○

安 全 目 標	休業災害ゼロ

安全衛生方針に基づく重点課題と実施事項

重 点 課 題	支店（支店長、工事部長、安全課長） 実施事項	作業所（工事課長、作業所長、安全衛生責任者） 実施事項	責任者 / 実施者	年間スケジュール ☆予定 ★実施 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
1. 安全衛生方針			支店長													
（1）社長安全衛生方針及び安全衛生管理計画	・「支店安全衛生管理計画書」を立案する。 ・安全大会、安全推進大会を開催し安全衛生管理活動を啓蒙する。（2回/年） ・専門工事業者・社員に「支店安全衛生管理計画書」を周知する。	・支店安全衛生管理計画を基に「作業所安全衛生管理計画書」を立案し、作業所安全管理を実施する。 ・専門工事業者に「安全衛生管理計画書」の立案を指導する。	支店長 工事部長 安全課長	☆ ☆ ☆					☆ ☆							
2. 安全衛生管理体制			支店長													
（1）安全衛生管理体制	・支店安全管理者、安全衛生推進者等を選任し、職務を遂行させる。 ・安全衛生責任者を早期任命し、現場の組織を構成させる。 ・重点危険作業、危険作業の作業計画書を審査し、指揮命令系統を確立させる。	・専門工事業者の安全管理体制を指導する。 ・作業に応じた有資格者、各種責任者を任命して現場の指揮命令系統を明確にする。 ・現在作業における作業関連組織図を実施し、関係職員全員に周知する。 ・設定された重点危険作業、危険作業は「基本管理フロー図」に沿って「作業計画書」を作成し、支店の審査・承認を受け、周知会を実施の上作業を開始する。	工事部長 工事部長 作業所長 安全課長	☆											随時 随時対応
（2）施工体制台帳・安全衛生関係書類	・グリーンサイト活用による安全管理を指導する。 ・施工体制台帳、安全衛生管理書類の早期作成を指導する。	・専門工事業者に対して、グリーンサイト活用による安全管理を指導する。 ・作業所入場前に施工体制台帳、安全関係書類を整備するように指導する。	安全課長 安全課長													随時対応 随時対応
3. 安全衛生教育			工事部長													
（1）安全衛生教育	・職長・安全衛生責任者教育及び再教育を受講させる。 ・技能講習（酸欠・硫化水素危険作業主任者、有機溶剤作業主任者等）を受講させる。 ・特別教育（低圧電気、高所作業車、酸欠、足場組立等）を受講させる。 ・個人事業主（一人親方）に対する安全教育実施の指導を行う。	・社員、作業員には年毎の再教育を受講させる。所長は統括安責者講習を受講する。 ・事業者毎に配置が必要な作業主任者講習を受講させる。 ・社員、作業員に作業に必要な特別教育を受講させる。 ・指示命令系統を明示し、組・横の連絡調整に不調和を生じさせない。	安全課長 安全課長 安全課長 作業所長													随時対応 随時対応 随時対応 随時対応
（2）有資格者の適正配置	・社員、1次専門工事業者事業主に「作業員送り出し教育」を実施する。（1回/年、1月） ・事業主に作業員に対する「作業員送り出し教育」を実施させる。（2回/年、1月・7月） ・新規入場者教育の実施と教育内容の充実化を指導する。	・作業所入場時に「作業員送り出し教育」の受講済を確認する。 ・作業所入場時、「作業員送り出し教育」の未受講者は、新規入場者教育時に実施する。 ・作業所ルールに則った「新規入場者教育」の実施とフォローを行う。	安全課長 安全課長 作業所長													随時対応 随時対応 随時対応
4. 安全衛生管理計画の実施			工事部長													
（1）安全パトロール	・安全パトロールを実施する。（各作業所 1回/月）	・専門工事業者事業主パトロールの実施（1回/月以上）を指導する。 ・職内巡視を実施し、不安全行動、不安全状態の排除を指導する。	工事部長 安全課長													随時対応 随時対応
（2）作業手順書	・リスクアセスメントと作業手順書の安全対策の指導を行う。	・機械関連の災害防止に必要な「作業計画書」の作成を指導する。 ・保護具（塗落材止用器具・防塵マスク・保護メガネ等）及び投資材の適正な使用手順を提示し、日々の変化に対するリスクアセスメントを取り入れた現地KYを指導する。 ・専門工事業者（作業員含む）全員参加にて開催する。 ・災害事例、ヒヤリハット事例にて類似災害再発防止を指導する。	作業所長 作業所長 作業所長 安全課長	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	随時対応 随時対応
（3）災害防止協議会（ミニ災防協）	・災害防止協議会（ミニ災防協）の開催を指導する。（各作業所 1回/月）	・専門工事業者（作業員含む）全員参加にて開催する。 ・災害事例、ヒヤリハット事例にて類似災害再発防止を指導する。	作業所長 安全課長	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	☆ ☆	
5. 快適な職場環境づくり			支店長													
（1）健康と環境に配慮した職場づくり	・定期健康診断の実施と有所見者に対するフォローの実施をする。 ・過重労働防止と就労管理に対する事所支援体制を強化する。 ・年次有給休暇取得及び順日休暇取得を推進する。 ・熱中症（発汗、だるさ、体調変化等）に関する予防、報告の徹底を指導する。 ・WBGT27℃以上作業（熱中症）対策として、空調服の着用を指導する。 ・職場環境における3M（ムリ・ムダ・ムラ）の改善の指導をする。 ・作業環境の整備（騒音・粉じんの除去・照度の確保）を指導する。 ・化学物質の取扱いに対し、リスクアセスメントの実施を指導する。	・年少、高齢者、女性、有所見者に対する適正配置（適正作業）の確認と指導を行う。 ・疲労蓄積等による「ヒューマンエラーの防止と健康管理の徹底を図る。 ・適正な工期の調整と余裕を持に向けた体制作りを実施する。 ・年次有給休暇取得及び順日休暇取得を実施する。 ・熱中症の予防対策の実施と発症時に速やかに報告させる体制作りを実施する。 ・炎天下の屋外作業及び高温多湿場所での作業は、空調服の着用を徹底させる。 ・作業計画・作業手順の3M（ムリ、ムダ、ムラ）の改善を実施する。 ・騒音・振動・粉じん等の発生を抑え、照度を確保し、廃棄物は適正に処理する。 ・リスクアセスメント記録を保存し、SDS を作業員へ周知/掲示、備付ける。	支店長 安全課長 作業所長 作業所長 安全課長 工事部長	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	随時対応
（2）人材育成に向けた環境整備	・建設キャリアアップシステムの登録を指導する。 ・元請作業所は、建設キャリアアップシステム（CCUS）のシステムを導入する。 ・建設業法の指導を行う。	・建設キャリアアップシステムの登録を指導する。 ・元請作業所は、建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用する。 ・適正な請負契約（偽装請負の排除）を指導する。	工事部長 工事部長 工事部長	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆	

◇ 作業所安全衛生管理計画書

・・・ 作業所長が策定する

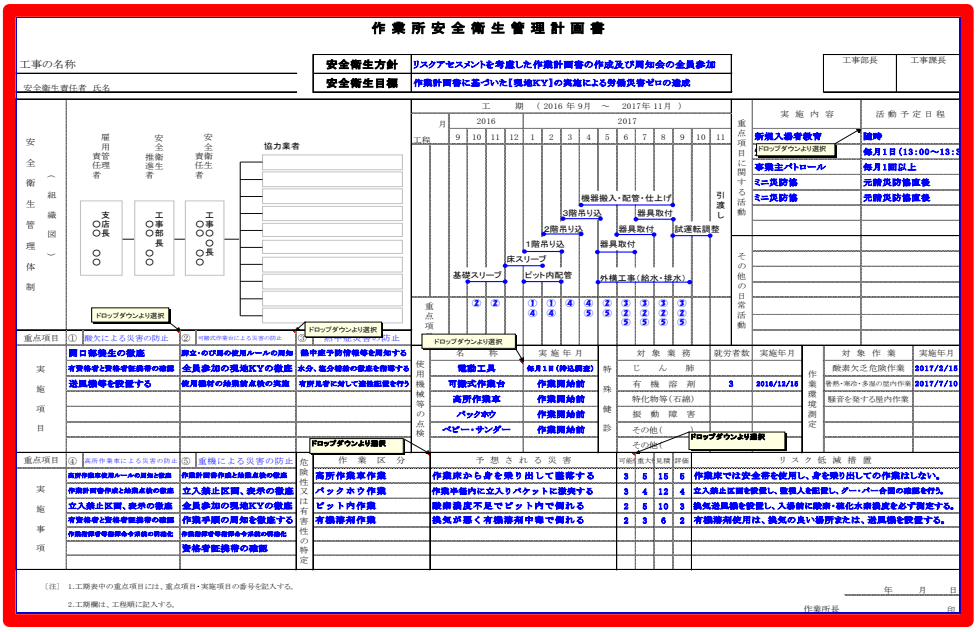

作業所安全衛生管理計画書

工事の名称

安全衛生責任者 氏名

安全衛生方針	リスクアセスメントを考慮した作業計画書の作成及び周知会の全員参加
安全衛生目標	作業計画書に基づいた「現地KY」の実施による労働災害ゼロの達成

工事部長	工事課長

安全衛生管理体制（組織図）

雇用責任者：支店長 ○○ ○○

安全衛生推進者：工事部長 ○○ ○○

安全衛生責任者：工事○○○長 ○○

協力業者

工期（2016年9月 ～ 2017年11月）

工程：基礎スリーブ → ピット内配管 → 1階吊り込 → 床スリーブ → 2階吊り込 → 3階吊り込 → 機器搬入・配管・仕上げ → 器具取付 → 器具取付 → 試運転調整 → 引渡し

外構工事（給水・排水）

重点項目に関する活動

実施内容	活動予定日程
新規入場者教育	随時
1 ドロップダウンより選択	毎月1日（13:00～13:
事業主パトロール	毎月1回以上
ミニ災防協	元請災防協直後
ミニ災防協	元請災防協直後

その他の日常活動

重点項目

実施項目	① 酸欠による災害の防止	② 可搬式作業台による災害の防止	③ 高所作業車による災害の防止
	開口部発生の徹底	脚立・のび足の使用ルールの周知	仮中座予防情報等を周知する
	有資格者と資格者証携帯の徹底	全員参加の現地KYの徹底	水分、塩分補給の徹底を指導する
	道具備等を投置する	使用器材の始業前点検の実施	有所見者に対して適性配置を行う

ドロップダウンより選択

重点項目

実施事項	④ 高所作業車による災害の防止	⑤ 重機による災害の防止
	高所作業車使用ルールの周知と徹底	作業計画書作成と始業点検の徹底
	作業計画書作成と始業点検の徹底	立入禁止区画、表示の徹底
	立入禁止区画、表示の徹底	全員参加の現地KYの徹底
	有資格者と資格者証携帯の徹底	作業半径の周知を徹底する
	作業計画書等指揮命令系統の明確化	作業計画書等指揮命令系統の明確化
		資格者証携帯の徹底

使用機械等の点検

名称	実施年月
電動工具	毎月1日（外注点検）
可搬式作業台	作業開始前
高所作業車	作業開始前
バックホウ	作業開始前
ベビー・サンダー	作業開始前

特殊健診

対象業務	就労者数	実施年月
じん肺		
有機溶剤	3	2016/12/16
特化物等（石綿）		
振動障害		
その他（ ）		
その他（ ）		

作業環境測定

対象作業	実施年月
酸素欠乏危険作業	2017/3/15
暑熱・寒冷・多湿の屋内作業	2017/7/10
騒音を発する屋内作業	

危険性又は有害性の特定

作業区分	予想される災害	可能性	重大度	見積	評価	リスク低減措置
高所作業車作業	作業床から身を乗り出して墜落する	3	5	15	5	作業床では安全帯を使用し、身を乗り出しての作業はしない。
バックホウ作業	作業半径内に立入りバケットに激突する	3	4	12	4	立入禁止区画を設置し、職員人数配置し、グー・パー合図の徹底を行う。
ピット内作業	酸素濃度不足でピット内で倒れる	2	5	10	3	換気道具類を投置し、入場前に酸素・硫化水素濃度をおず測定する。
有機溶剤作業	換気が悪く有機溶剤中毒で倒れる	2	3	6	2	有機溶剤使用は、換気の良い場所または、道具類を投置する。

〔注〕 1.工期表中の重点項目には、重点項目・実施項目の番号を記入する。
2.工程欄は、工程順に記入する。

年　月　日

作業所長　　印

専門工事業者が作成し実施するもの

A. **作業所安全衛生管理計画書** ・・・ 着工前に、事業主･安責者が作成

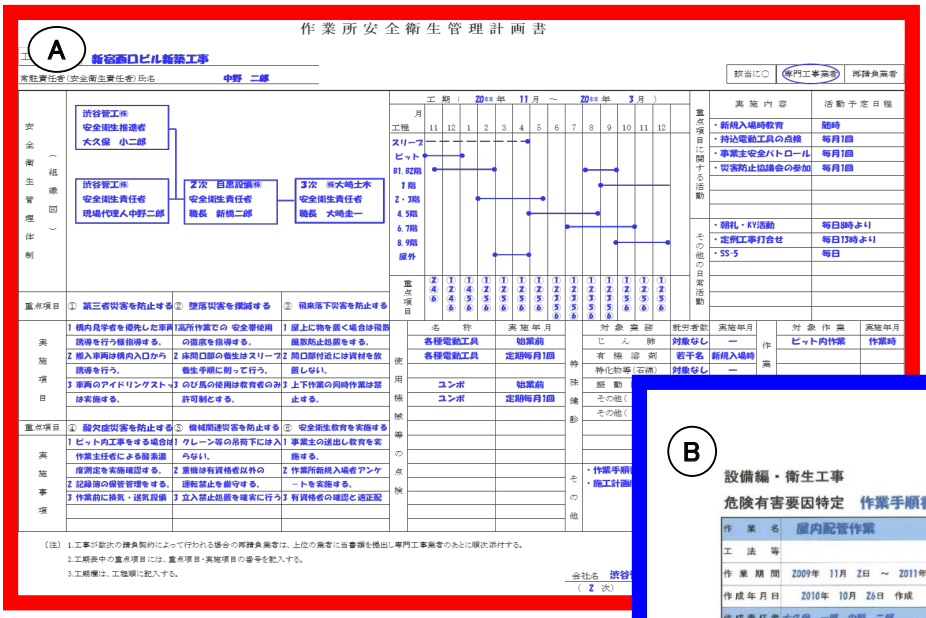

B. **作業手順書**

・・・ 着工前に、事業主
･安責者が作成

C. **工事･安全衛生打合せ書(Ⅰ)**

・・・ 作業前日に、各社の安責者が記入連絡調整を行う

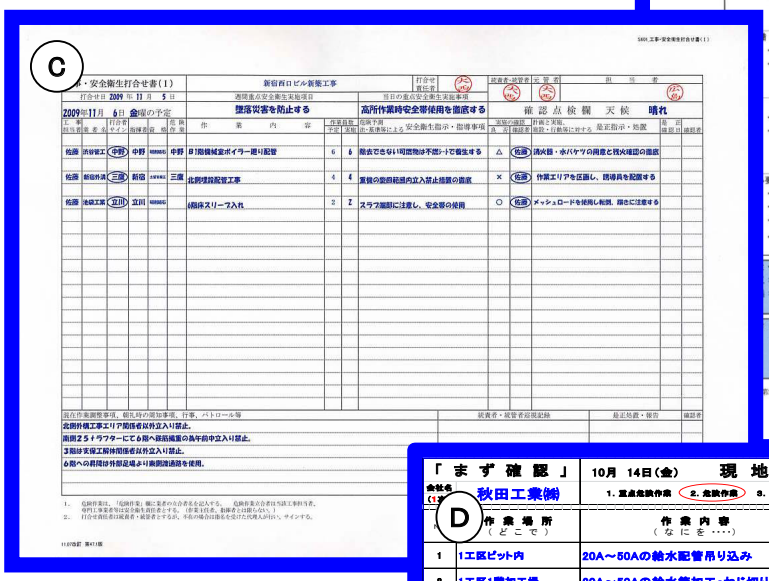

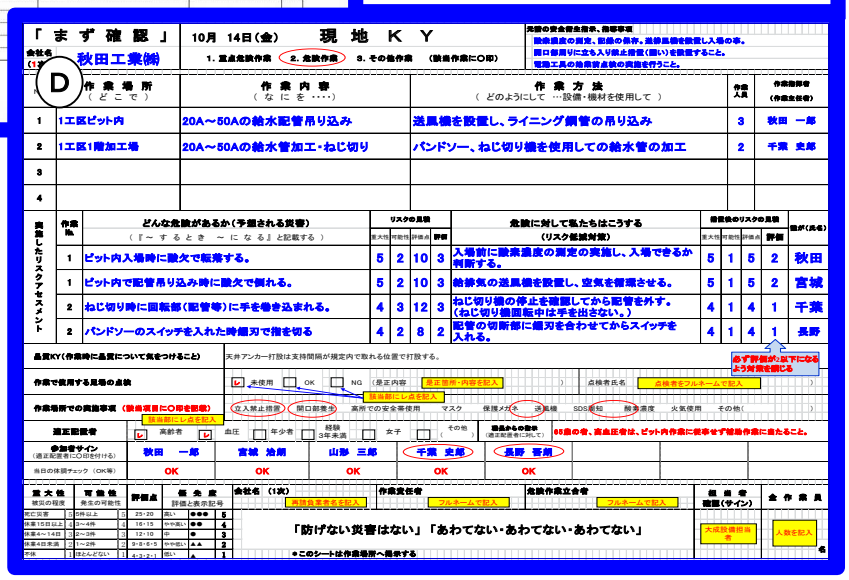

D. **現地KY**

・・・ 作業当日、
全員が参加し作業場所で行う

2025年 安全衛生カレンダー

	主 要 行 事	大成設備行事予定	連合会・互助会 協力会行事予定
1月	➢年末年始労働災害防止強調期間	➢安全祈願 ・年末年始パトロール強化月間 ➢大成設備送り出し教育強調期間(1月～2月) ➢安全大会	➢安全祈願 ➢協力会定時・互助会支部総会 ➢安全大会
2月		➢大成設備送り出し教育強調期間(1月～2月)	➢連合会定時・互助会本部総会 ・安全協議会(連合会・互助会役員)
3月	➢建設業年度末労働災害防止強調月間	➢年度末パトロール強化月間	➢連合会パトロール(1)
4月	・春の全国交通安全運動 ➢熱中症予防実施期間 準備期間（4月）		
5月			
6月	➢全国安全週間準備期間	➢安全週間パトロール強化月間 ➢安全推進大会	➢安全推進大会
7月	➢全国安全週間 ➢熱中症予防実施期間 重点取組期間（7月）	➢安全大会 ・安全週間パトロール ➢大成設備送り出し教育強調月間	➢安全大会 ・安全週間パトロール
8月	・電気使用安全月間		
9月	➢全国労働衛生週間準備期間 ・健康診断実施強化月間 ・秋の全国交通安全運動	➢衛生週間パトロール強化月間	
10月	➢全国労働衛生週間	➢衛生週間パトロール	➢連合会パトロール(2)
11月		➢中央安全衛生委員会	➢連合会役員会、互助会役員会 ➢互助会パトロール
12月	➢年末年始労働災害防止強調期間	➢年末年始パトロール強化月間	

熱中症予防実施期間 5月～9月

➢ 安全衛生環境協力会役員会 ： 役員・顧問にて毎月1回開催予定

➢ 協力会安全衛生パトロール ： 役員・顧問にて毎月1回実施予定

熱中症予防実施期間

■ 実施期間　2025年5月1日から9月30日までとする。

なお、2025年4月を「準備期間」とし、2025年7月を「重点取組期間」とする。

『 熱中症予防実施期間 』　5月 ～ 9月

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備期間	5/1		重点取組期間		9/30

熱中症予防実施期間　5/1 ～ 9/30

■ 実施すべき事項

① 熱中症予防準備期間に熱中症の予防教育を実施する （※1）

② WBGT値(暑さ指数)を現地で確認する ・・・ WBGT値表で熱中症の危険度を確認する

③ WBGT値(暑さ指数)が28℃以上の時は、単独作業を控え、こまめな休憩を取る
また、33℃以上の屋外作業は、原則として禁止とする

④ 水分・塩分の摂取をする ・・・ のどが渇いていなくても、定期的に水分・塩分を取る

⑤ 作業時は通気性の良い服装を着用する ・・・ 屋外・密閉した室内、多湿場所では、
空調服や冷却服を必ず着用する

⑥ 日常の健康管理をする ・・・ 熱中症にならないために生活習慣を守る

⑦ 高齢者、健康診断の有所見者等は、熱中症予防を考慮し、適正な作業配置を行う

⑧ 体調に異変を感じたら、すぐに報告する ・・・ 必ず、病院で診察を受ける

【暑さ指数(WBGT値)に応じた作業基準】［大成設備］

暑さ指数(WBGT値)		気温(参考)	熱中症予防運動指針	①通常服の着用				②空調(冷却する)服を着用			
				屋外作業	屋内作業	1人作業	1時間当りの推奨休憩時間	屋外作業	屋内作業	1人作業	1時間当りの推奨休憩時間
33℃以上		熱中症警戒アラート発表		原則として作業中止							
危険	31℃以上	35℃以上	運動は原則中止	×	△	×	45分以上	△	△	△	25分以上
厳重警戒	28℃～31℃	31℃～35℃	厳重警戒(激しい運動は中止)	△	△	△	30分以上	○	○	○	15分以上
警戒	25℃～28℃	28℃～31℃	警戒(積極的に休憩)	△	○	○	15分以上	○	○	○	8分以上
注意	21℃～25℃	24℃～28℃	注意(積極的に水分補給)	○	○	○	適宜	○	○	○	適宜

【WBGT値表】

湿 度（%）

気温(℃)	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25
21	15	16	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24

WBGT値	警戒アラート 33℃以上	危険 31℃以上	厳重警戒 28～31℃	警戒 25～28℃	注意 21～25℃	ほぼ安全 20℃以下

［印］ ×・・・原則として作業中止
△・・・ 熱中症対策を講じた限定作業のみ可
○・・・作業可

【注】 ② 冷却する服を着用した場合
推奨休憩時間は、①通常服作業の半分以上とする。

(※1)【参考教育資料】
「職場における熱中症予防対策」(動画)
https://neccyusho.mhlw.go.jp

1. 熱中症が発生する原理と発生時の措置
2. 熱中症予防対策として有効な対策(管理者向け)
3. 熱中症予防対策として有効な対策(作業者向け)
4. WBGT指数計を用いた作業環境管理の方法について
5. 熱中症予防対策の好事例

MEMO